

令和7年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ



申請期間と賃上げ期間について

中小企業の皆様にご活用いただけるよう、**申請期間**と**賃金引き上げ期間**について、複数の期間を設定する見直しを行いました。具体的な期間は以下のとおりです。

	申請期間	賃金引き上げ期間
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引き上げは、申請日より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められません。

<第1期：申請例>

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例①	令和7年4月20日	令和7年5月1日	
例②	令和7年6月20日	令和7年5月1日	

<第2期：申請例>

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例③	地域別最低賃金改定日 前日	地域別最低賃金改定日 前日	
例④	地域別最低賃金改定日 当日	地域別最低賃金改定日 当日	



助成率区分の変更と生産性要件の廃止

引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて設定されている助成割合について見直しを行いました。具体的な見直しは以下のとおりです。

<R6>

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

<R7>

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

申請時の注意点

- 申請前に行った賃金引き上げ、交付決定前に実施した助成対象経費の支払い は助成の対象となりません。
- 交付決定前に助成対象設備の導入や助成対象となるコンサルティングなどを実施した場合も助成の対象となりません。

その他変更点

- 事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）